

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 定期監査

部 局 名：土木建築部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[土木管理課]</p> <p>(1) 収入事務について</p> <p>ア 徴収事務が適正でないもの</p> <p>大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。</p> <p>しかしながら、各種証明手数料の徴収について、申請のときではなく証明書交付の際に徴収しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[河川・みなと振興課]</p> <p>(1) 収入事務について</p> <p>ア 徴収事務が適正でないもの</p> <p>大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。</p> <p>しかしながら、各種証明手数料の徴収について、申請のときではなく証明書交付の際に徴収しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[土木管理課]</p> <p>ご指摘のありました証明手数料の徴収につきましては、大分市手数料条例の規定に基づき、申請のときに徴収することといたしました。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理を行います。</p> <p>[河川・みなと振興課]</p> <p>ご指摘のありました証明手数料の徴収につきましては、大分市手数料条例の規定に基づき、申請のときに徴収することといたしました。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理を行います。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 定期監査

部 局 名：消防局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[総務課 警防課]</p> <p>(1) 公有財産管理事務について</p> <p>ア 行政財産使用料の算定が適正でないもの</p> <p>大分市行政財産使用料条例の規定では、行政財産の使用料の額は、普通財産の貸付料の額の算定方法により算出した額とするとされ、具体的な算定方法は、大分市普通財産貸付基準（以下「基準」という。）において定められている。基準は令和4年2月1日に改正されており、改正基準の附則の規定では、改正後の貸付料の額は、改正基準の施行の日以降の貸付契約に係る貸付料について適用し、施行日前の貸付契約に係る貸付料については、なお従前の例によるとされている。</p> <p>しかしながら、分署、防火水槽用地等に係る行政財産使用料の算定において、改正基準の施行日前に使用許可をしているにもかかわらず、施行日以降の普通財産の貸付料の額により行政財産使用料を算出しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[総務課]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア 備品の管理が適正でないもの</p> <p>大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに</p>	<p>[総務課 警防課]</p> <p>ご指摘のありました行政財産使用料の算定につきましては、大分市普通財産貸付基準改正の際の附則に基づき、施行日前の貸付料により再算定し、収納不足分については相手方からの入金を確認いたしました。</p> <p>今後は条例等に従い適正な事務処理を行います。</p> <p>[総務課]</p> <p>ご指摘のありました備品の処分につきましては、大分市物品取扱規則に基づき、決裁を受けたのち速やかに会計管理者に通知いたしました。</p> <p>今後は規則に従い適正な管理を行います。</p>	

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。</p> <p>　　今後は、規則に従い適正な管理をされたい。</p>		